

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

損害賠償請求控訴事件に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 15 日

かすみがうら市長 坪 井 透

損害賠償請求控訴事件に係る和解について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相 手 方 | (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
(住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
(住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED] |
| 2 | 事 件 名 | 平成 31 年（ネ）第 579 号 損害賠償請求控訴事件 |
| 3 | 事件の概要 | 平成 23 年度、国の第 4 次補正予算により創設された農業体質強化基盤整備促進事業（国補）について、相手方から当市に対し、市の説明及び教示義務違反を基に、補助金相当額及び慰謝料の支払いを求め、提訴された事件である。 |
| 4 | 和解の内容 | (1) 被控訴人は、控訴人らに対し、解決金として金 30 万円（連帯債権）の支払義務があることを認める。 |

- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、前項の解決金を、令和元年6月14日限り、控訴人らが指定する下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は被控訴人の負担とする。

記

金融機関名

[REDACTED]

[REDACTED]

口座名義人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

口座種別

[REDACTED]

口座番号

[REDACTED]

- (3) 被控訴人は、農業体質強化基盤整備促進事業に関し、被控訴人の職員に不適切な事務処理があったことを認め、控訴人らが満足する説明、対応ができなかったことを真摯に受け止め、今後、市民に対し、より一層質の高い行政サービスを提供できるよう努力するものとする。
- (4) 控訴人らは、被控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。